

令和4年度 第1回 富山県環境審議会 野生生物専門部会 議事概要

1 日 時 令和4年11月28日(月) 午前10時～12時

2 場 所 富山県民会館704号室

3 出席者

委員等：高橋部会長、遠藤委員、富永委員、中島特別委員、石黒専門員、黒田専門員、松田専門員、柳原専門員（欠席：有山専門員）

県 側：林生活環境文化部次長、藤本自然保護課長、利田自然保護課野生生物係長
農村振興課、農業技術課、森林政策課、水産漁港課 ほか

4 議事項目

審議事項 富山県ニホンザル管理計画(第5期)の改定について

- 報告事項 (1) 各種野生生物対策の状況
(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業の進捗
(3) 鳥インフルエンザ発生状況
(4) 豚熱の発症状況
(5) その他

5 議事及び主な意見

(1) 審議事項「富山県ニホンザル管理計画(第5期)の改定について」

(委員等)

「I計画策定の背景及び目的」において、「県西部地域では、単独個体、いわゆるハナレザルで生息しているのみであるとされてきた。」と過去の状況説明にとどまる表現となっているが、現在そこから発展してきているので、「されてきたが、・・・である。」と現状について丁寧に説明した方が良い。

新たな南砺市の群れは、どこから来たものなのか。神通川を超えて来たものなのか。捕獲によって遺伝子解析等で状況分析ができてきているのか。

(事務局)

ご指摘の記述方法については、改めて検討したい。

南砺市の群れについては、今年度、県の捕獲許可により、南砺市が捕獲を試みているが、捕獲に至っていないため、どこから移動したものなのかといった科学的な分析はできていない。

神通川を越えて移動することは、距離があるため現実的でない。山奥に生息していたものが人里へ降りてきている可能性が高いと想定される。

(委員等)

昨今、ニホンザルによる被害が多く、被害対策の一つとして捕獲数を増やせと言われる反面、図3（富山県内におけるニホンザルの捕獲数と被害額の推移）によると近年の傾向として、被害金額や捕獲数が減少しており、現実と現れている数値に違いがあると思われるが、これはどういうことなのか。

(事務局)

図3における被害額は、抛出される農業被害額のものであり、家庭菜園や生活環境被害が被害金額として現れていないためである。

捕獲数減少の理由は不明であるが、参考資料の平成29年～令和3年の5年間では、朝日町と黒部市が目標数に達していないことが減少の原因となっている。原因究明のため、関係市町村へ情報収集したい。

(委員等)

今年度に「地域住民主体のニホンザル対策強化モデル事業」を進められているとのことであるが、エアガン等の追い払い機材は、ニホンザルの被害を受けている全ての地域に配られたのか。

(事務局)

予算の都合もあり、全ての地域に貸与することはできない。県では、被害の著しい場所を選定し、支援等を行いその取組みを他市町村へ普及し対策の糧としたいと思っている。市町村によっては、独自で資材購入の補助をされているところもある。

(委員等)

図2-1（県内の群れの分布状況）の中で、「発信器無し」のものがあるが、何に基づき行動域を記載されたのか？目撃情報等によるものか。

(事務局)

過去に発信器を取付け、その行動域を反映されたものや発信器を装着した群れ近くで装着されていない群れが近くにいれば「装着されていない群れ」として識別し、その目撃情報を反映している。

(委員等)

舟橋村は、対象市町村として含めないのか。入れないのであれば、本文の図1（管理が行われるべき区域）に舟橋村が含まれないよう記載が必要だ。

図2-1（県内の群れの分布状況）と図表編の図1（県内ニホンザルの加害群行動域）の凡例の整合性がとれていないので統一した方がよい。また、図表編の図1の凡例中にある「加害群がいるかも？」という表現は良く無いので訂正が必要である。

計画概要の「5管理の目標」において、「生息数を適正な水準に」とあるが、適正な数をどう決めるのか。その考え方を知りたい。

(事務局)

舟橋村でニホンザルの群れの見撃情報は無く、環境審議会においても付議していないので含めることはできない。図中においては、舟橋村が含まれないよう記述したい。

「図の凡例」については、ご指摘のとおり統一するよう修正する。

「適正な水準」とは、現実の個体数の把握も困難な中、具体的な適正生息数を示すのは困難で、数を基準にしているのではなく、概要版の文章にあるように「農林作物被害等を軽減できる生息頭数」という意味に捉えて欲しい。

数に関して述べると、群れの規模としては、一群れ 50 頭程度と言われており、多すぎると分裂して被害がさらに大きくなるとも言われている。また、毎年度末に関係市町村を集めたワーキンググループで群れ毎の捕獲目標を定め、被害が大きいところでは捕獲圧を強め、繁殖率を考慮して現状維持となるような捕獲数を目標としている。

(委員等)

本文の図 1 と図表編の図 2-1 の分布状況は、いつの時点のものか分かるようにした方が今後の比較にも役立つので、○年○月時点といった表記を入れた方が良い。

また、図 2-1 の凡例について「非加害群」とあるが、確実に非加害群であるかが分からないので「その他の群れ」等という表記も検討いただきたい。

(事務局)

図の時点表記は、追加するようになりたい。凡例修正については、検討したい。

(委員等)

本文の表 1 (県内で確認された遺伝子タイプ) に「富山県固有のタイプ」とあるが、全国的にも珍しいものなのか。そうだとすれば、その内容を記載すべきではないか。

図表編の表 1 (県内ニホンザル加害群の生息状況) の「加害レベル」については、「山間地の集落」と「平野部の集落」の判定基準によって対策も異なることから何の基準に基づいたか記載すべきではないか。

(事務局)

県固有の遺伝子タイプについては、管理検討委員会の専門の委員に確認の上整理したい。

判定基準の記載については、検討することとしたい。

(委員等)

本文の表 4 (加害レベル判定基準表) にあるように「人を威嚇する」、「人家や納屋等への侵入」等の報告があった場合は、レベル 4 をとするのか。

(事務局)

この場合、表によると「山間地の集落」と「平野部の集落」の判定基準の両方ともレベル 4 に相当することとなるのでそのような整理となる。

(委員等)

図表編の表1（県内ニホンザル加害群の生息状況）の群れ名称において、「庄川群」としているが非常に範囲が広すぎる印象があるので、他の群れと同じように考えると「庄川上流」群としたらどうか。

(事務局)

モニタリング調査をしている管理検討委員会の専門家の委員に確認の上整理したい。

(委員等)

農林作物の被害状況の把握については、被害を受けた方の自主的な市町村への報告で把握されているのか。現在、情報収集する体制が整っているのか教えて欲しい。

(事務局)

環境審議会においても「どのように被害の情報収集を行っているか。」といった同様の質問があり、今回、図表編でそれが分かるように改めて整理した。

図表編様式2（ニホンザル被害・目撃情報記録表及び作成例）に基づき家庭菜園や生活環境被害の状況把握を行い、各市町からそれらを整理して様式1（市町ニホンザル管理事業計画）を作成しており、図2（推進体制）として体制を構築している。

(2) 報告事項「(1) 各種野生生物対策の状況」他

(委員等)

今年の狩猟者登録講習会において、地権者である特定の団体から狩猟を控えるよう申し入れがあったことについては、狩猟者と申入れ者とのトラブルを避けるため、情報共有があったところであるが、これだけ山域でいろんな活動が展開されてくるとそれに応じて要望も増えてくるので対応が大変だという印象だ。

また、狩猟者免許取得者の確保の観点から新規受験回数を年3回に実施されているが、狩猟免許の更新においても資格者の確保の観点からその機会の回数を増やす等検討した方が良いのではないかと。

野鳥の会の方等から心配の声があったりするが、鳥インフルエンザが発生したら蔓延防止のためにも各地域での野鳥観察会も控えた方が良いのか。

(事務局)

狩猟免許の更新回数が増については、事務量が増えることからそれらのことも踏まえて検討させていただきたい。

野鳥の観察については、報道発表のとおり、いたずらに発症場所に行くことは避けていただきたいが、観察会まで規制するものではないので控える必要はありません。

(委員等)

九州の人から聞いた情報によるとカモによる被害が著しく、イノシシ被害に匹敵それ以上に農業被害があるということであった。イノシシは平面的な動きであるが鳥類は上からやって来るといった3Dの被害となり防ぐのがやっかいだと聞く。まだ、富山県はそのような状況に無いと聞くが、同じ状況にならないよう情報提供しておく。

(事務局)

県においても県猟友会へ有害鳥獣捕獲を委託しており、その中でもカルガモも補助対象としている。現在、カルガモの実績は少ないが、過去にも被害が多かったこともありその対策のひとつとして取り組んでいるところである。

(委員等)

富山県におけるカモの主な被害内容は、苗の踏み荒らしや、水稻の部分をついばんでしまい稲を枯らしてしまうという被害があり有害捕獲の報償対象となっている。九州では野菜が野天であることが多いが、富山では冬は雪が被っていたり、ビニールハウス内にあるため、九州のような大規模な被害は考え難い。

高岡市五十里地内で見つかった18羽のカラス死亡状況は、広範囲なのか狭い範囲なのか教えて欲しい。多くの死亡個体発生は、鳥インフルだけでなく劇物の恐れもあり、対策が遅れることの無いようよく究明していただきたい。

(事務局)

極端に狭いところではなく、ある程度見渡せる範囲の広さの中で死亡個体と瀕死個体があったという状況である。

過去にも複数羽の死亡が確認されており、劇物による懸念もあるが、実際のところ原因究明の調査までは難しく、鳥インフルエンザの観点で調査している。

各市町村等に注意喚起をし、引き続き監視等の強化をしていきたい。

(3) 今後のスケジュールについて

委員から出された意見を参考にし、事務局で素案を作成し、改めて委員に見てもらった上で関係機関への意見聴取やパブリックコメントを経て、年度末に開催される環境審議会へ報告することとする。